

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 M E G A ドン・キホーテ柏崎店
所在地 柏崎市東長浜町字東江149 外
設置者 株式会社長崎屋
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・株式会社長崎屋
 - （変更前）代表取締役 成沢 潤治
 - （変更後）代表取締役 関口 憲司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の氏名
 - ・株式会社長崎屋
 - （変更前）代表取締役 成沢 潤治
 - （変更後）代表取締役 関口 憲司
- 3 変更年月日
平成25年4月8日
- 4 変更の理由
 - 2 (1) 大規模小売店舗設置者の代表者の変更があったため。
 - 2 (2) 大規模小売店舗において小売業を営む者の代表者の変更があったため。
- 5 届出年月日
平成25年6月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成25年6月21日から平成25年10月21日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp